

前記の通り、これで当り屋詐欺が既遂になりました。  
詐欺師と罪犯官の申し合わせ、八百長判決、被害者がまた襲撃された。  
いつでも逮捕状執行OK、今回の簡易罪犯所資料だけで充分立証OK。  
でも、刑事犯も同じ罪犯所の扱だからまた申し合わせの八百長で遣られるかも。

凄みがあるのは主張の中に事実が一つも存在しないこと。司法と犯罪が同じ意味と初めて学習した。  
司法修習は犯罪者育成修習に等価である事実を始めて知った。

平成24年7月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 竹内

平成24年(イ)第128号 損害賠償反訴請求事件(甲事件)

平成24年(イ)第108号 求償金請求事件(乙事件)

口頭弁論終結日 平成24年6月20日

皆、犯罪者になる為に司法試験を目指しているとは驚きだった。  
止めればいいのに。

## 判 決

群馬県

甲 事 件 反 訴 原 告

群馬県

乙 事 件 被 告

群馬県

甲 事 件 反 訴 被 告

井 陣

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

乙 事 件 原 告

日本興亜損害保険株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

二 宮

上 記 2 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

崎 幸

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

岸 小

## 主 文

- 1 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、12万2664円を支払え。
- 2 甲事件反訴原告のその余の請求を棄却する。
- 3 乙事件被告は、乙事件原告に対し、5万0017円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 乙事件原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、甲事件に生じた費用はこれを4分し、その3を甲事件反訴原告の、その余を甲事件反訴被告の負担とし、乙事件に生じた費用はこれを5分し、その2を乙事件原告の、その余を乙事件被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請求

#### 1 甲事件

- (1) 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、44万1920円を支払え。
- (2) 訴訟費用は甲事件反訴被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

#### 2 乙事件

- (1) 乙事件被告は、乙事件原告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は乙事件被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

### 第2 事案の概要

- 1 乙事件被告運転の乗用自動車（以下「車両」という。）と甲事件反訴被告運転の乗用自動車（以下「井車両」という。）が衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

甲事件は、車両の所有者である甲事件反訴原告が、甲事件反訴被告に対し、民法709条に基づく損害賠償請求として、本件事故により発生したと主張する損害44万1920円の支払を求めた事案である。

乙事件は、訴外井哲（以下「訴外哲」という。）との間で自動車保険契約を締結していた乙事件原告が、同保険契約に基づき、甲事件反訴被告に対して車両保険金として25万0089円を支払ったところ、乙事件原告が、乙事件被告に対し、保険代位に基づく請求として、本件事故における甲事件反訴被告の過失割合の範囲内の7万5027円及びこれに対する保険金支払日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、甲事件の本訴（平成24年(ハ)第81号債務不存在確認請求事件）は訴

えの取下げにより終了した。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は文章末尾に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 本件事故の発生（甲1）

ア 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ

イ 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線前橋安中富岡線 棟高東交差点付近（以下、この交差点を「本件交差点」といい、本件事故のあった群馬県道10号線を「本件道路」という。）なお、本件事故現場付近の概要は、別紙図面のとおりである。

ウ 車両 小型乗用自動車 (乙4)

エ 同所有者 甲事件反訴原告 (乙4)

オ 同運転者 乙事件被告

カ 新井車両 普通乗用自動車 (高崎33 800) (乙1)

キ 同所有者 甲事件反訴被告 (乙1)

ク 同運転者 甲事件反訴被告

ケ 事故態様 西方面から東方面に通じる本件道路の2車線のうちの右折専用の第2車線（以下「第2車線」という。）において、第2車線を西方から東方に向けて走行していた乙事件被告が運転する車両と第1車線（以下「第1車線」という。）から第2車線に車線変更をした甲事件反訴被告が運転する車両が衝突した。

(2) 訴外哲と乙事件原告は、平成22年6月26日ころ、乙事件原告を保険者とし、保険期間を平成22年7月17日から平成23年7月17日まで、車両保険金額を150万円とするなどの内容の自動車保険契約を締結した（甲5, 8）。

(3) 本件事故により 井車両が損壊し、平成23年4月9日、乙事件原告は、甲事件反訴被告に対し、上記自動車保険契約に基づき修理代金として車両保険金25万0089円を支払った（甲5ないし8、弁論の全趣旨）。

(4) 本件事故により 車両が損壊し、修理代金15万3330円が生じた。

### 3 争点及び争点に対する当事者の主張

#### (1) 本件事故の事故態様及び甲事件反訴被告と乙事件被告の過失割合

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

本件事故は、本件事故現場の右折専用車線を徐行で進行していた 車両に、新井車両が第1車線から右折専用車線に発進し、 車両に追突して生じたものであるから、本件事故発生についての過失責任は、乙事件被告にはなく、甲事件反訴被告のみにある。

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

本件事故は、甲事件反訴被告（ 井車両）が車線変更をしようとしたところ、乙事件被告が運転する 車両に衝突したものであり、本件事故の過失割合は、控え目に検討しても、甲事件反訴被告70パーセント対乙事件被告30パーセントとするのが相当である。

#### (2) 甲事件反訴原告の損害

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

甲事件反訴原告の損害は、次のとおり、合計44万1920円である。

ア 車両修理費用 15万3330円

イ 代替車両使用料 7万5600円

ウ 内容証明他費用 3万2990円

エ 損失費用 18万0000円

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

ア 車両修理費用については認める。

イ 代替車両使用料は否認する。乙第5号証の6は 係作成したもので証

抛価値はない。

ウ 内容証明他費用は否認する。そもそも請求できる損害項目ではない。

エ 損失費用は否認する。どのような法律構成によるものか不明である。

### (3) 甲事件反訴被告の損害

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

新井車両修理費用 25万0089円

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

新井車両修理費用のうち、右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールの各損傷は本件事故による損壊ではないから、その分の修理費用10万0100円は、本件事故による損害ではない。

## 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠（甲1ないし3, 5ないし10, 乙1ないし4（枝番号を含む）, 5の1, 5の5, 5の6, 7の5, 8の3ないし5, 9ないし13（枝番号を含む）, 14の1, 14の5, 14の6, 16の5, 17の3ないし5, 20ないし23（枝番号を含む）, 25）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件道路は1車線の道路であるが、本件交差点の西側手前で、同交差点を右折する車両専用第2車線が設けられ、誘導線があつて分岐し、2車線に増車線されている。本件交差点の南西側路外にはコンビニエンスストアがある。

(2) 本件事故前、井車両は、本件道路の第1車線を三ツ寺町方面から菅谷町方面に向けて走行し、本件交差点の進行方向の信号機が赤色を示し、新井車両の車を走行していた前車数台が停車したため、井車両も停車した。

その後、甲事件反訴被告は、本件交差点右手前の路外にあるコンビニエンスストアに立ち寄ろうと考え、第1車線から第2車線に進路を変更し、更に右折して、そのコンビニエンスストアの駐車場に入ろうと考えていた。

前車に続き停車後、甲事件反訴被告は、井車両の方向指示器で右折の合図を出し、ハンドルを右に切って右側車線の第2車線に右斜めの角度で進入した。

他方、車両は、福島町方面に行くため本件交差点を右折する予定であり、本件道路が1車線から右折専用の第2車線に分岐する誘導線に従って第2車線に進入し、その付近で、本件交差点の信号機が赤色を示したため、減速して徐行程度まで速度を落とし、その後、停止線付近まで進行しようとしていた。

- (3) 本件事故は、上記第2車線の分岐したところから4車両分くらい（おおよそ15ないし20メートル程度）本件交差点側に進んだ地点で、徐行程度の速度で本件交差点手前の第2車線の停止線付近まで進行しようとしていた下田車両の左後部角と、第1車線で前車に続き停車していたところを、路外施設に進入するため第1車線から第2車線に進路変更をした上で右折しようとした新井車両の右前部角とが衝突したものである。なお、この本件事故の地点は、第1車線と第2車線の車線変更は禁止されている区間ではなかった。

本件事故により、井車両の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールも損傷した。

- (4) 上記認定に反する甲第10号証、乙第20号証及び第21号証（枝番号を含む）の各陳述書の一部は採用できない。

- 2 上記認定の事実にかんがみれば、甲事件反訴被告について、前後方及び右方の安全確認を怠って右方に進路をとって進行し始めた過失があることは明らかであり、他方、乙事件被告についても、左方や左方前方の安全確認を怠って進行した過失があったというべきである。

以上のとおり、本件事故について乙事件被告、甲事件反訴被告共に過失があったものであるが、それに加え、本件事故が、井車両が前方の信号に従い停車していて右にハンドルを切って発進した直後に発生していることから井車

両の本件事故時の速度はそれほど高速でないと認められること、上記認定のとおり、  
車両が徐行程度の速度で進行していたこと、本件事故の衝突部位が  
車両の左後部角と 井車両右前部角であること、甲事件反訴被告が右折の  
方向指示器を出したのが、 井車両が信号停車した後であると認められること  
に照らすと、甲事件反訴被告は右折しようとする地点から30メートル手前の  
地点で方向指示器による合図を出したとは認められないこと（道路交通法53  
条1項、2項、同法施行令21条参照）、甲事件反訴被告は、右折の方向指示  
器を出してすぐに第2車線に進入したと認められること、そのような方向指示  
器の出した時期にかんがみると、乙事件被告が 井車両の方向指示器の認識を  
怠った過失の程度は減じられ、他方、甲事件反訴被告の過失の程度は増すと考  
えられ、これらの事情に照らすと、乙事件被告と甲事件反訴被告の過失割合は  
20対80と認めるのが相当である。

この点、甲事件反訴原告及び乙事件被告は、本件事故は追突事故であるから、  
乙事件被告（ 車両側）に過失はない旨主張するが、前記認定のとおり、本  
件事故の発生場所は、車線変更が特段禁止されている場所ではないことからす  
ると、第1車線から第2車線に進路変更する車両が存在する可能性は十分あり、  
また、第2車線を進行してきた乙事件被告は、その存在を認識することも可能  
であったと認められ、追突車両のみが基本的に過失があると認められる追突事  
故の形態とは異なるといえ、上記の点で乙事件被告の過失があるといわざるを  
得ないから、上記甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張は採用することはでき  
ない。

3 以上によれば、本件事故による損害等は次のとおりになる。

(1) 甲事件反訴原告の損害について

ア 前記前提事実のとおり、 車両の車両修理費用として15万3330  
円の損害が生じたと認められる。

イ 次に、代替車両使用料7万5600円については、本件事故による代車

の必要性・相当性について、これを認めるに足りる証拠はない。

ウ 内容証明他費用3万2990円については、交渉、連絡のための通信費にすぎないから、本件事故による損害とは認められない。

エ 損失費用18万円については、これを本件事故による損害と認めるに足りる証拠はない。

オ そうすると、結局、本件事故による甲事件反訴原告の損害は、15万3330円と認められる。

そして、車両を運転していた乙事件被告の過失割合は、前記認定のとおり20パーセントであるから、過失相殺後の損害額は、12万2664円である。

以上から、甲事件反訴原告の損害額は、12万2664円と認められる。

#### (2) 乙事件原告の請求について

前記前提事実及び前記1で認定した事実によれば、乙事件原告が、平成23年4月9日、甲事件反訴被告に対し、本件事故により破損した井車両の修理費25万0089円を支払ったこと（なお、前記認定のとおり、本件事故は、車両の左後部角と井車両の右前部角とが衝突したものであり、本件事故により、新井車両の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールが損傷すること、上記衝突部位に照らして何ら不自然ではなく、同損傷も本件事故による損傷と認められる。）、乙事件被告と甲事件反訴被告の過失割合は20対80であることが認められる。

したがって、乙事件原告は、保険代位により、井車両修理費25万0089円から甲事件反訴被告の過失割合80パーセントを減じた5万0017円（円未満切捨て）及びこれに対する保険金支払日の翌日である平成23年4月10日から支払済みまでの遅延損害金を請求できることになる。

#### 第4 結論

以上の次第で、甲事件反訴原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから



これを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却し，乙事件原告の請求は主文第3項の限度で理由があるからこれを認容し，その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし，訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条，64条本文を，仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する。

代筆、日本興亜損害保険株式会社

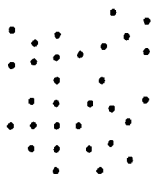
高崎簡易裁判所

高崎簡易罪犯所 でしょ

犯罪者一味、代理人 人間の恥

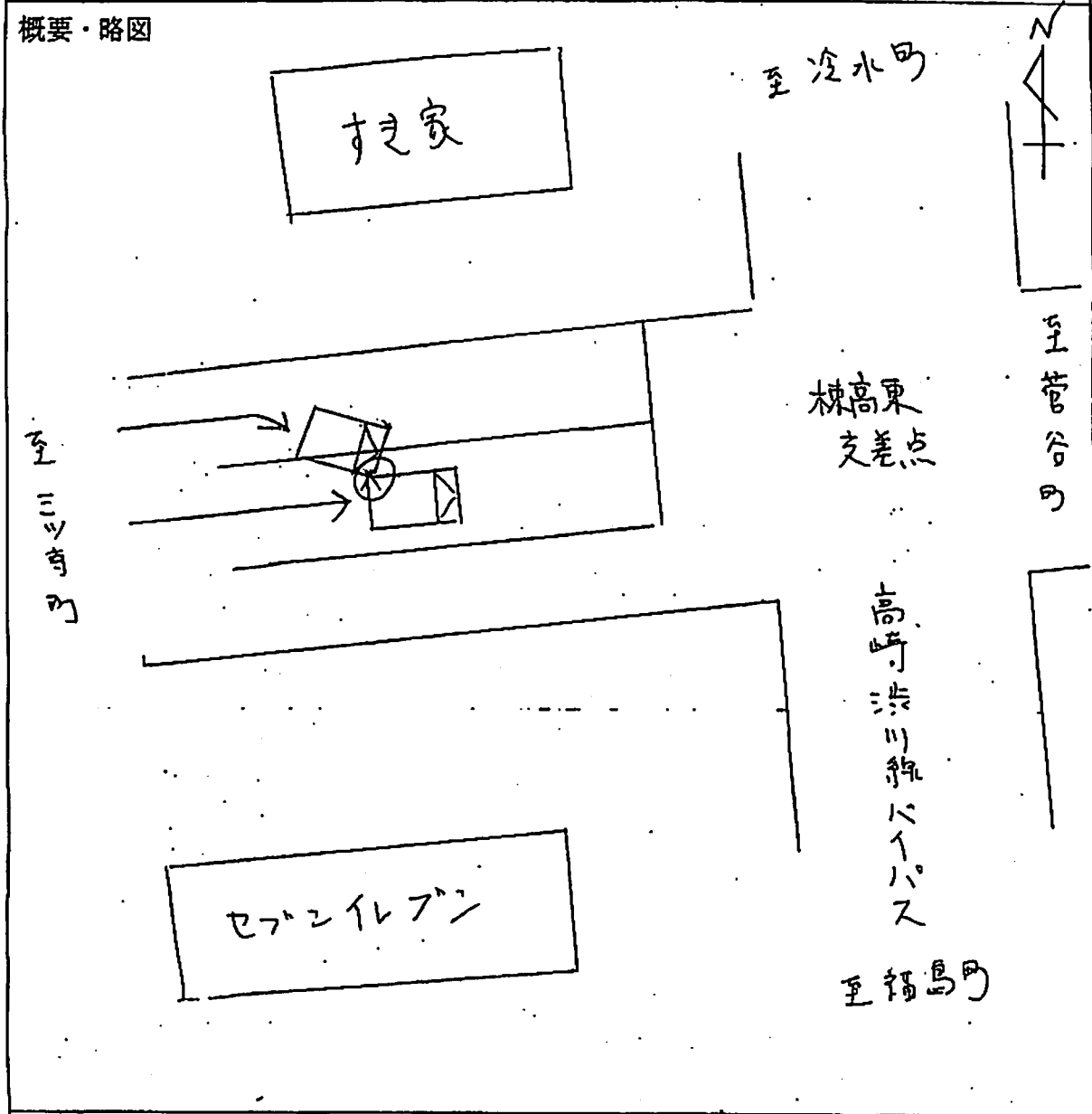
裁判官 神 田

罪犯官、詐欺事件被疑者  
治外法権特権 でしょ



|      |   |   |   |   |      |   |                                       |                               |
|------|---|---|---|---|------|---|---------------------------------------|-------------------------------|
| 関係距離 | - | m | - | m | 関係距離 | <input type="checkbox"/> 一時停止             | <input type="checkbox"/> 駐車禁止         | <input type="checkbox"/> 一方通行 |
|      | - | m | - | m |      | <input type="checkbox"/> はみ出し禁止           | <input type="checkbox"/> 速度制限 (   キロ) |                               |
|      | - | m | - | m |      | <input type="checkbox"/> 警笛鳴らせ            | <input type="checkbox"/> 徐行           | <input type="checkbox"/> 信号機  |
|      | - | m | - | m |      | <input type="checkbox"/> 指定方向外進行禁止 (可   ) |                                       |                               |
|      | - | m | - | m |      | <input type="checkbox"/> 車両進入禁止           | <input type="checkbox"/> その他 (   )    |                               |
|      | - | m | - | m |      | <input type="checkbox"/> なし               |                                       |                               |

概要・路図



|      |            |           |  |
|------|------------|-----------|--|
| 道路形状 | 交付近        | 路面状態      | 乾燥   |
| 昼夜別  | 昼          | 所管区       | 群馬交番   |
| 事故証明 | [Redacted] |           |  |
|      | 第一当事者      | 第二当事者     |  |
| 国籍   |            |           |  |
| 用途別  | 自家用・代行車以外  | 自家用・代行車以外 |  |
| 法令違反 | [Redacted] |           |  |
| 行政処分 | 平成         | 年         | 月 日 送付   |
|      |            |           | <input type="checkbox"/> 第一当事者<br><input type="checkbox"/> 第二当事者 |

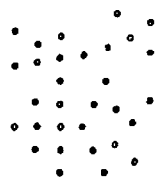
---

これは 正本 である。

平成24年7月18日

高崎簡易裁判所 1 係

裁判所書記官 竹 内



2011年12月1日

高崎簡易裁判所長殿

群馬県

貴裁判所 調停事件について

平成23年(ノ)第36号

1. 背景

本件は富士重工業(株)社員の新井 陣が従来から噂にある富士重工業の組織的指示による販売促進のため通行車両の破壊を目論んだ事案と疎明される根拠があります。但し、襲撃者は不明な人間のように襲撃後の処理に必要な任意保健を失効させていました。

これは騙された記述、元々存在しない保険だった

2. 今回の高崎簡易裁判所への問合せ事項

2.1 富士重工の手先 日本興亜損保の代理人 詐欺師の 崎 幸 は本件に関し「平成23年(ノ)第36号」の調停を申立ております。

2.2 本調停の申立人として「新井 哲」を車両の所有者と記載しておりますが添付 群馬陸運支局長発行の登録事項証明書によれば 所有者は「 井 陣」です。

犯罪官庁、罪犯所。 早く廃業すれば。

2.3 従って、高崎簡易裁判所 は虚偽の調停申立書に基づき、調停期日呼出状を送付し、当事者になれない第三者のために、詐欺集団の一味として、強制力を行使して、 を裁判所に召喚し、 に不利益な妥協を迫るとともに、①勤務先での年休 ②勤務地愛知県からの移動費用③反論のための資料作成を強制する等の 損失を加えた事になります。

これは、高崎簡易裁判所の担当官が 最低限の車両の所有関係を確認すること無しに業務執行したことに起因すると考えます。

3. の問合せ

3.1 本件に関する高崎簡易裁判所の見解を聞かせてください。

(即ち、虚偽申請に基づき、判事、調停員が犯罪者集団一味として働いたことについての裁判所の見解を伺いたい)

3.2 虚偽申請は文書偽造の犯罪に属すると考えます、詐欺師 崎幸 他を処罰することは可能でしょうか。

3.3 が受けた不利益の補償を裁判所に求めることは出来ますか。

4. 関連事項 こいつ人間の恥、当り屋犯罪首謀者

詐欺師 崎幸 は「弁護士」を名乗っていますがこれも虚偽ではないでしょうか、主張が虚偽の限りを尽くし極めて悪質です。

事件番号 平成23年(ノ)第36号  
債務額確定調停事件

申立人 井 哲 外1名

こいつ無関係の第三者、当り屋犯罪者

相手方 外1名

詐欺師 崎の虚偽に基づく  
本呼出状により、高崎簡裁判事  
及び調停員が犯罪者の一味とな  
り裁判所の力を借りて市民を苦し  
めた。

## 調停期日呼出状

平成23年7月1日

相手方 殿

高崎簡易裁判所A係

裁判所書記官 青山

代表電話027-322-3541 内線(1115)

FAX番号027-321-7507

頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり  
定められましたから、出頭してください。

### 記

期日 平成23年8月31日(水) 午前10時00分

場所 当裁判所 簡易裁判所書記官室 (1階)

#### (注意事項)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人  
(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。  
申立に使用した印鑑及び、この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当  
日持参してください。

実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの思い分を十分お聴きします。